

副 本

令和7年 第7回 吉川市教育委員会会議録

令和7年7月24日（木）

令和7年7月24日 第7回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会告示第7号

令和7年第7回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年7月16日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

- 1 日 時 令和7年7月24日（木）午後3時から
- 2 場 所 市役所202会議室
- 3 報告事項
なし
- 4 付議案件
第22号議案 通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について

開会の日時	令和7年7月24日 午後3時
閉会の日時	令和7年7月24日 午後3時22分
会議開催の場所	市役所202会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
会議に出席した委員の氏名	
席順 1 清水 孝二	
2 荒井 一美	
3 小林 照男	
4 岡田 早代子	
5 塩入 英明	
会議に欠席した委員の氏名	
説明のため会議に出席した者の職・氏名	
教育部長	岡崎 久詩
副部長兼学校教育課長	野見山 伸一
教育総務課長	大瀧 和寛
学校教育課学校支援担当主幹	
兼教育センター所長	秋山 千幸
生涯学習課文化財保護	
担当主幹	山崎 功二
会議に出席した事務局職員	
書記長（教育部長）	岡崎 久詩
書記（教育総務課管理担当）	松井 勉
傍聴人 0人	

令和7年7月24日 第7回 吉川市教育委員会

令和7年第7回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	前回会議録の承認について	〃
日程第2	第22号議案	通学区域の調整及び中学校の選択による学校 選択希望者の受入可能人数等の決定について	〃
日程第3	—	その他	
		閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時）

○清水教育長 ただいまから令和7年第7回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第2、第22号議案、通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第22号議案「通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について」を説明する。本案については、令和8年度に就学を予定している小学校新1年生に係る調整選択及び、中学校新1年生に係る学校選択について保護者からの申請受付期間や、各小中学校の受入れ可能人数について決定したいため提案するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。本案については、令和8年度小学校就学予定者の通学区域の調整及び中学校進学予定者の中学校の選択に係る学校選択の申請受付について、吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の規定により、学校選択希望者の各小中学校における受入れ可能人数と、申請書の提出期限を定める必要があるため提出するものである。

受入れ可能人数については、各小中学校の普通教室の数など施設の状況と通学区域内就学予定児童生徒数及び転入者等の異動による児童生徒数を考慮した上で見込んでいく。議案書の「1 令和8年度学校選択受付可能人数見込み数（案）」をご覧ください。小学校では、旭小学校、三輪野江小学校、関小学校、栄小学校の4校については、「1学級増までの人数」と考えている。吉川小学校、北谷小学校の2校については、「1学級増とならない人数」とし、中曽根小学校と美南小学校の2校については、受入れを行わないことと考えている。

続いて、中学校では、東中学校、南中学校、中央中学校は「1学級増までの人数」と考えている。吉川中学校の受入れについては、中学校選択校の対象から外すものと考えている。また、申請書の提出期限については、事務処理などに要する時間や入学通知書発送時期などを考慮し設定している。

抽選の実施については、申請数が各学校の受入可能人数を超えた場合のみ実施することとする。参考としては、小学校の調整選択制度、中学校の学校選択制度ともに、過去に抽選の実施を行ったことはない。小学校の調整選択制度は、9月1日付で郵送にて送付予定の保護者宛ての案内において、9月23日の火曜日を公開抽選の開催日として告知する。中学校の学校選択制については、9月8日付で各小学校を通じて児童に配付予定の保護者宛ての案内において、11月8日の土曜日を公開抽選の開催日として告知する。どちらも会場は、市役所3階の会議室を予定している。以上、本案に関する説明をさせていただいた。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○岡田委員 吉川中学校には弾力的な地域があるが、その地域の方も吉川中学校への入学は引き続き可能なのかを教えていただきたい。

○野見山副部長兼学校教育課長 現時点では可能であると考えている。しかし、余裕教室が1つ、または2つ程度となる見通しであることも付け加えさせていただく。

○岡田委員 今後の見通しについてはどうなるのか。

○野見山副部長兼学校教育課長 現在の小学5年生以下の児童数から推計すると、令和8年度入学生がピークであるというふうに考えている。そのため、特別な事態が起こらない限り、今後についても大丈夫であると考えている。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 ほかに発言がないため、異議なしと認める。したがって、第22号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第3、「その他について」

○清水教育長 (事務局から報告等がないかの発言)

○岡崎教育部長 報告事項が2つある。1つ目は、次回の教育委員会の開催についてである。次回の令和7年第8回教育委員会会議の開催は、8月22日金曜日、午後3時から市役所202会議室を予定している。

2つ目は、旭地区センターにおける教育財産の一部変更についてである。現在、生涯学習課が所管する旭地区センターの隣に、コンビニエンスストアの「ローソン東埼玉テクノポリス店」が設置されている。こちらの店舗の敷地は、従来、旭地区センターの敷地であったが、工業団地内の企業の組合である「東埼玉テクノポリス協同組合」から、各企業の従業員の福利厚生を目的としてコンビニエンスストアを設置したいという要

望を受け、平成15年から敷地の一部を分筆し、市から貸付を行っているところである。

このたび、協同組合から、老朽化などに伴い店舗の建替えを行いたく、現行の店舗では手狭となっていることから敷地拡張をお願いしたいと市の担当課である商工課にご要望があった。市としても、こちらの店舗が工業団地の従業員の方だけでなく、旭地区センターや旭公園野球場の利用者、そして近隣住民の方にも多く利用されている店舗となっていることから、敷地の拡張を承諾することとし、新地番「旭6番11」を分筆し、貸し付けることを承諾したところである。これに伴い、教育財産である旭地区センターの用途を廃止し、普通財産として市の財政課に所管替えをしたうえで、協同組合に貸付を行うものである。

また、拡張部分に設置している銅像については、移設を含め対応を協議しているところであるが、移設の場合には、老朽化も懸念され、特殊な手法が必要なことなどから、やむを得ず撤去・処分をすることを承諾することとしている。

教育財産の取り扱いについては、教育長の専決事項となっているが、このたびは土地に係る変更もあるので、教育委員の皆様にも共有をさせていただいた。なお、旭地区センターの運営には、支障が無い範囲での変更となっている。報告については、以上である。

○清水教育長（委員から報告等がないかの発言）

◎閉会の宣告（午後3時22分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。閉会にあたり、荒井教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○荒井教育長職務代理者 暑いなかお集まりいただき感謝申し上げます。最近気になっていることが2点ほどある。1点目は、教職員の信用失墜行為が、全国的にあちらこちらでニュースになっており、しかも内容がわいせつということで非常に残念だと思っている。埼玉県では今のところ報告されていないと思うが、小さな不祥事は毎年あり、吉川市でもそういう不祥事が出ないようにお願いしたいと思う。

2点目は、先日、おあしす運営協議会に出席した。その時に、おあしすで七夕飾りを行い、その願い事の中に特定の子を誹謗中傷する飾りがあり大変申し訳なかったというような話があった。お願い事を書くところが誹謗中傷になっていることが大変残念だと思った。ただ、その子がなぜ短冊に友達の誹謗中傷をしたのか、そんなことをしてしまった気持ちの行為の裏にある気持ちをしっかり探ってあげて改善していかないと、本当になくならないのかなと感じたところである。

○清水教育長 これで令和7年第7回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

令和7年7月24日 第7回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和7年8月22日

教 育 長 清水 孝二

教育長職務代理 荒井 一美

委 員 小林 照男

委 員 岡田 早代子

委 員 塩入 英明